

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年07月01日～平成33年06月30日までの 3年間
2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての有期契約労働者向けのパンフレットを作成し、有期契約労働者及び管理職に配布し、制度の周知を図る。

### <対策>

- 平成30年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修などによる全社員への周知

目標2：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

### <対策>

- 平成30年07月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成30年07月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に1回行う